



# あいわ通信



あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って  
得する法律情報をお届けします～

## ごあいさつ

今月号のあいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩み事などございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。

## 代表取締役等住所非表示措置について【2024年(令和6年)10月1日～】

現在、株式会社の代表取締役、代表執行役又は代表清算人の住所は登記事項であり、会社の登記簿を法務局で取得すると株式会社の代表取締役の住所を確認することができますが、2024年10月1日以降は、代表取締役の住所の一部を非表示とすることが選択できるようになります。

今月のあいわ通信では、代表取締役等住所非表示措置の概要について、ご紹介させていただきます。

会社は、会社代表者の住所を登記する義務があり、現在は、誰でも登記事項証明書を取得、または登記情報提供サービスにより登記情報を閲覧することで、代表者の住所を知ることができます。しかし、プライバシーや個人情報保護の観点から、現状の制度を見直すべきとの議論があり、商業登記規則等の一部を改正する省令により、代表取締役等住所非表示措置の制度が創設され、2024年10月1日より施行されることとなりました。

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合、登記事項証明書等において、代表取締役等の住所は最小行政区画までしか記載されないこととなります。市区町村まで(東京都においては特別区まで、指定都市においては区まで)記載されます。

### 【措置前】

札幌市北区北32条西4丁目1番7号

代表取締役 あいわ太郎

### 【措置後】

札幌市北区

代表取締役 あいわ太郎

### <注意点>

#### 1. 代表取締役等住所非表示措置の申出のみは不可

株式会社において代表取締役等の住所を非表示としたい場合でも、設立の登記や代表取締役等の就任の登記、代表取締役等の住所移転による変更の登記などの申請と同時にする場合に限りすることができます。代表取締役等住所非表示措置の申出のみの申請は認められておりません。

#### 2. 代表取締役等の住所変更登記は非表示以降も必要

代表取締役等の住所につき非表示措置をとっている株式会社においても、代表取締役等の住所が表示されている株式会社と同様に、代表取締役等に住所変更が生じたときはその時から2週間以内に住所変更登記をする必要があります。この住所変更登記を行うときは、非表示措置の申出も同時に行わない限り、住所変更後の新住所が表示されて登記されてしまうので特に注意が必要です。

#### 3. 対象となるのは、株式会社のみ

適用されるのは株式会社の代表取締役等に限定されています。合同会社や一般社団法人などの代表者は、非表示措置の対象とはなりません。

## 代表取締役等住所非表示措置

(表面からの続き)

2024年10月1日からスタートする代表取締役等住所非表示措置ですが、申し出をすることによってデメリットもあると考えられます。法務省のウェブサイトには、以下のように掲載されております。

### ※ 注意 ※

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類(会社の印鑑証明書等)が増えたりするなど、一定の影響が生じることが想定されます。そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な御検討をお願いいたします。

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法(平成17年法律第86号)に規定する登記義務が免除されるわけではないため、代表取締役等の住所に変更が生じた場合には、その旨の登記の申請をする必要があります。

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、登記の申請書には代表取締役等の住所を記載する必要があるため、登記されている住所について失念することのないよう御留意ください。

一般的には登記簿に記載された代表取締役の住所・氏名と、当該代表取締役が所持する運転免許証等の本人確認書類の住所・氏名が一致し、当該運転免許証等の顔写真と本人の顔が一致することで、会社の代表者の本人確認を行います。

代表取締役等の住所非表示措置が講じられた場合、会社の代表取締役等が本人であることの確認のために用意するものや作業が多くなる、あるいは会社と取引をする際にそれがネガティブに働く可能性もあり得ます。

利用の検討やその対応については、登記専門家の司法書士にご相談いただければと思います。

## 上富良野岳・上ホロカメットク山

こんにちは、高井です。8月の山の日、上富良野岳と上ホロカメットク山に登ってきました。当初の計画では、まだ登ったことのない美瑛岳の登山を予定していましたが、当日寝坊をして自宅を出発したのが午前6時になってしまったこと、そして午前9時過ぎに十勝岳温泉に到着したときには濃霧で前がほとんど見えない状態であったため、予定を変更して、2時間程度で登頂できる上富良野岳と上ホロカメットク山に登ることにしました。

到着してからも、もたもたとしていたため、登山開始は午前10時近くになっていました。しかし、登り始めてしばらくすると、気温が上がってきたためか霧もはれてきて富良野岳がきれいに見えてきました。1時間30分程度登り続けると、安政火口を眼下に見下ろすことができ、上富良野岳→三峰山→富良野岳へと続く稜線を見ながら登ることができ、絶景が続きます。標高が高いせいか暑さも気にならず、快適に登ることができました。7月の30度を超える暑さのなか登った手稲山の方が何倍もつらく感じました。

上富良野岳の山頂に到着し、そこから15分程度歩けば上ホロカメットク山に到着します。登頂した12時頃には雲がでてきましたが、富良野岳へと続く稜線は絶景でした。時間と気力があれば、上富良野岳から三峰山・富良野岳を経由して下山したのですが、この日は天気も幸いにも回復し、この景色を見られただけでも十分だと思い、下山することにしました。なお、当初登山を計画していた十勝岳方面は、ずっと雲の中でした。

下山後は、温泉に入り近くの野営場でキャンプしてリフレッシュして翌日帰りました。計画通りとはいきませんが、私にとっては十分に満足できる2日間でした。



(上富良野岳から撮影。正面は富良野岳)

ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。(担当: 司法書士 高井和馬)



あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : [info@aiwas.jp](mailto:info@aiwas.jp)

